

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年10月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	9件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	9件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500296号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500156号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和20年4月1日、喪失年月日を昭和20年12月30日に訂正し、昭和20年4月から同年11月までの標準報酬月額を60円とすることが必要である。

昭和20年4月1日から同年12月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年4月1日から同年12月30日まで

訂正請求記録の対象者は、昭和20年4月にB県内所在のC社に入社し、同社に在籍中に、D市に空襲が行われたことに伴い、海上、河川にて被災者の処理等に従事した後、昭和20年12月末頃に同社を退社し、昭和20年12月末に故郷のE県に帰県した。請求期間の年金記録が無いので、当該期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社管理下にあったC社に係る船員保険被保険者名簿には、訂正請求記録の対象者と同姓同名かつ生年月日が一致する、基礎年金番号に統合されていない船員保険被保険者記録が確認できる。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿において、当該未統合の船員保険被保険者記録は、資格取得日が昭和20年4月1日と記載されているものの、資格喪失日の記載がないことから、社会保険出張所(当時)における記録管理が適切に行われていたとは考え難い。

一方、訂正請求記録の対象者の妻及び子は、訂正請求記録の対象者から自身がC社に船員として昭和20年4月に入社し、F方面で稼働し、D市に空襲が行われた後は、海上、河川にて被災者の処理及び瓦礫の処理に従事した後、同社を退社したと聞いている旨の回答をしているとともに、既に亡くなった訂正請求記録の対象者の弟から訂正請求記録

の対象者が昭和20年12月末にE県に帰県したと聞いている旨の回答をしていることから、訂正請求記録の対象者が請求期間にC社に勤務していたことが推認できる。

また、上記の未統合記録が確認できるC社に係る船員保険被保険者名簿の標準報酬等級欄等の記載内容から、昭和21年4月1日施行の標準報酬等級が記載されていることが推認できるが、同僚の当該船員保険被保険者名簿には、昭和21年1月1日の報酬月額と標準報酬等級の記載が確認できる一方、訂正請求記録の対象者の当該船員保険被保険者名簿にはこの記載は確認できない。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の船員保険被保険者記録は訂正請求記録の対象者の記録であること、事業主は訂正請求記録の対象者が昭和20年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ったこと及び訂正請求記録の対象者のA社における船員保険被保険者の資格喪失日は昭和20年12月30日であることが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、当該未統合の船員保険被保険者名簿の記録から、昭和20年4月から同年11月までは60円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500227 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500158 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 19 年 10 月 1 日、喪失年月日を昭和 20 年 * 月 * 日に訂正し、昭和 19 年 10 月から昭和 20 年 * 月までの標準報酬月額を 1 万円とすることが必要である。

昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 * 月 * 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から昭和 20 年 * 月 * 日まで
勤労働員学徒として一緒に A 社に勤務した、B 学校 (現在は、C 学校) の同期生から、自身の厚生年金保険の加入記録が判明した旨の手紙をもらった。
私は、昭和 20 年 * 月 * 日の空襲により自宅が焼失し勤務できなくなったが、それまで勤務していたことは確かなので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

C 学校から提出された請求者に係る B 学校 * 期生卒業證書交付臺帳、「* 期卒業 * 周年記念誌」及び「創立 * 周年記念誌」並びに請求者から提出された卒業生名簿、請求者の具体的な記憶及び複数の同期生の回答から判断すると、請求者は、勤労働員学徒として昭和 19 年 7 月 7 日に A 社に動員され、空襲があった昭和 20 年 * 月 * 日まで同社に勤務していたことが認められる。

また、労働者年金保険法施行令第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号 (昭和 19 年 5 月 29 日告示) により、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者に該当しない者とされているが、A 社に勤労働員された B 学校の同期生の多くの者に厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、同社では請求期間当時、勤労働員学徒も厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えられる。

一方、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には請求者の記録が見当たらないところ、被保険者名簿は被保険者について資格取得年月日順に記載及び調製することになっていたが、当該被保険者名簿は被保険者の姓の「いろは」順で記載されており、この

ことについて日本年金機構D事務センターは、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿は、資格取得年月日順に作成された被保険者名簿が何らかの理由により判読又は所在不明となったため、時期は不明であるが、事業所から氏名については「いろは」順に聞き取り調査を行い復元したものである旨回答している。

また、前述の被保険者名簿には、B学校の一人が勤労働員学徒として同社と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同期生23人のうち、請求者を含む11人について被保険者記録が確認できない上、勤労働員日は前述の「創立*周年記念誌」によると昭和19年7月7日であるところ、被保険者記録が確認できる12人のうち、被保険者資格取得日が勤労働員日より前の日となっている者がいるなど、7人について資格取得日が勤労働員日と異なり、生年月日が記載されていない者も複数いる等、その記録内容は請求期間当時の同社における被保険者記録を完全に復元したものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが推認できること、請求期間に係る請求者の厚生年金保険の記録は、事業主が請求者の被保険者資格に係る届出を行った後に判読又は所在不明となり、当該記録を復元できなかった可能性が相当高いと認められる一方、この推認を妨げる特段の事情はないこと等から、請求者は、厚生年金保険の適用対象を女子及び一般事務職員まで拡大し、保険料の徴収及び保険給付に関する規定が施行された昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を同社において取得し、当該資格を空襲のあった昭和20年*月*日の翌日である昭和20年*月*日に喪失したと認めるのが妥当である。

また、昭和19年10月から昭和20年*月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500285 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500155 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び資格喪失日並びにB社における厚生年金保険被保険者資格の資格取得日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 26 年 10 月 10 日から昭和 29 年 7 月 1 日まで

昭和 26 年 10 月 10 日にC県D市にあったA社に入社し、途中、同社の社名がB社に変更されたが、継続して勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、請求期間の年金記録がないことが分かった。A社及びB社に継続して勤務していたのは間違いないので、請求期間について、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者と同日の昭和 29 年 7 月 1 日にB社（C県D市）において厚生年金保険被保険者資格を取得しているが請求期間に勤務していたとする同僚の回答並びにA社（C県E市）及びB社（C県E市）の両社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の回答から判断して、請求者が請求期間当時、A社（C県D市）及びB社（C県D市）に勤務していたことがうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社（C県D市）が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、請求者が昭和 29 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているB社（C県D市）は、同日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、i) A社（C県E市）は既に厚生年金保険の適用事業所でないこと、ii) B社（C県D市及びC県E市）は既に厚生年金保険の適用事業所でないこと、iii) B社の元事業主は、請求期間当時の資料は残っていない旨の回答をしていること、iv) B社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の事業主は死亡していること、v) A社（C県E

市) 及びB社 (C 県E 市) の両社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が氏名を挙げた社会保険事務担当者は死亡していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、請求者が氏名を挙げた同僚 4 人を含む、請求者と同日の昭和 29 年 7 月 1 日にB社 (C 県D 市) において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 12 人は、いずれも請求期間にA 社及びB 社に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

加えて、A 社 (C 県E 市) 及びB 社 (C 県E 市) に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500308号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500157号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年4月1日から平成11年1月1日まで
② 平成15年12月1日から平成16年4月1日まで

私は、A社の事業主であり、平成9年から平成15年の期間は会社の経営状態が悪く私の給料の引き下げを度々行っており、請求期間①については、税理士と相談して標準報酬月額を30万円から20万円にした覚えがある。請求期間②については、会社の利益も出始めた頃で、私の老後の年金のことも考えて標準報酬月額を30万円から36万円にした覚えがある。標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、i) 請求者は、当該期間の給与明細書等を保管していないこと、ii) A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でないこと、iii) 請求者は、同社で社会保険事務を行っていたとする請求者の妻への照会に同意せず、請求者の妻に照会できないこと、iv) 請求者は、自身の給料の引き下げについて相談したとする税理士の氏名等を記憶しておらず、当該税理士の連絡先が不明であることから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料等を得ることができない。

また、請求者の請求期間①及び②に係るオンライン記録において、標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間の請求に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

なお、i) 商業登記簿によると、請求期間①及び②において、請求者はA社の代表取締役であり、請求者の妻は同社の取締役であることが確認できること、ii) 請求者は、社会保険事務について、請求者の妻が行っていたと思う旨の陳述をしているとともに、社印の管理についても妻が行っていた旨の陳述をしていることから、請求者は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規

定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、仮に請求者の当該期間の請求に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500274 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500159 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

平成 7 年 4 月から平成 8 年 3 月末日までA社に勤務していたが、請求期間の年金記録が空白となっている。平成 8 年 3 月の厚生年金保険料も控除されていたと思うので、被保険者資格の喪失日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、請求者は、A社を平成 8 年 3 月 30 日に退職し、その翌日の平成 8 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出がされたことが確認できる上、雇用保険の記録によると、請求者は平成 8 年 3 月 30 日に離職していることが確認できる。

また、B社の事務担当者は、i) 請求期間当時の人事記録等は保管していないが、請求者は、平成 8 年 3 月まで臨時職員として勤務し、平成 8 年 4 月から嘱託職員として勤務したと思われる、ii) 当時は、一旦退職し、期間を空けないと同一人を継続雇用できない取扱いがあった、iii) 請求者は平成 8 年 3 月 31 日には在職しておらず、保険料も控除していない旨を陳述している。

さらに、請求者が同じ雇用形態であったと記憶する同僚二人について、一人は平成 7 年 3 月 31 日に資格喪失していることが確認でき、もう一人は請求者と同日の平成 8 年 3 月 31 日に資格喪失しており、当該同僚は、1 年目は臨時職員、2 年目からは嘱託職員となり、臨時職員から嘱託職員となる時に雇用期間を空ける取扱いがあった旨を陳述している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500261号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500160号

第1 結論

昭和39年7月1日から昭和42年4月16日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和44年11月18日から昭和45年4月10日までの請求期間について、請求者のB社C工場(現在は、同社D工場)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年7月1日から昭和42年4月16日まで
② 昭和44年11月18日から昭和45年4月10日まで

私は、請求期間①については毎年秋から春までの間をA社で、また、請求期間②についてはB社C工場で、それぞれ季節雇用されており、健康保険被保険者証を使った記憶がある。しかし、両社共に厚生年金保険の記録がない。請求期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち一部の期間について、雇用保険の記録から請求者がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は昭和55年12月31日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び役員と連絡が取れない上、複数の同僚からも厚生年金保険の加入についての回答は得られず、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が適用事業所となった昭和39年5月1日から昭和42年11月までに取得した健康保険整理番号に欠番はなく、請求者の氏名は確認できない。

請求期間②について、雇用保険の記録から請求者がB社C工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社D工場は、当時の資料は保管しておらず不明である旨回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求期間当時、B社C工場に勤務していた複数の同僚は、同社の社会保険の取扱いについて、i) 当時、B社では、季節労働者の場合は本人の求めに応じて対応することがあった、ii) 正社員以外の従業員は加入させなかった旨回答しており、請求期間当時、同社では必ずしも全従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、B社C工場に係る厚生年金保険被保険者原票によると、昭和44年10月から昭和45年5月までに取得した整理番号に欠番はなく、請求者の氏名は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500191 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500161 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 4 月

請求期間に係る賞与記録がないが、当時は、3 月又は 4 月、7 月及び 12 月の計 3 回の賞与が支給されていたと思うので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社を承継する B 社は、平成 23 年 3 月の本社ビル売却の際、法定保管期限を超過した書類をすべて破棄し、その他の資料も大部分を処分した旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与支給、厚生年金保険料の控除及び当該賞与に係る届出について確認できない。

また、C 健康保険組合は、請求者の標準賞与額に係る記録については、平成 15 年以降の記録が確認できるものの、請求期間に係る記録はない旨回答している。

さらに、課税庁から提出された請求者の給与支払報告書に記載されている社会保険料等の金額は、現在記録されている請求者の平成 18 年に係る標準報酬月額及び標準賞与額から算出される厚生年金保険料及び健康保険料、並びに雇用保険料の合算額とおおむね一致する。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500245 号
厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500162 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 11 月 1 日から昭和 57 年 8 月 21 日まで

A社には昭和 57 年 8 月 20 日まで勤務したが、厚生年金保険は昭和 56 年 11 月 1 日に資格喪失している。資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である昭和 57 年 8 月 21 日に訂正し、年金給付の計算の基礎としてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録から、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の関連会社であり、請求期間当時、厚生年金保険に係る業務を行っていたB社には、当時の資料が保存されていない上、A社が加入していたC健康保険組合にも、当時の資料が保存されていないことから、同社における請求者の厚生年金保険料の控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、請求期間当時のA社における厚生年金保険の取扱いについて、同僚への照会ができない上、請求者は、給与明細書等の資料を保存していないことから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500283 号
厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500163 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から昭和 46 年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 45 年 4 月 1 日から昭和 46 年 10 月末まで勤務し、B業務を行っていたが、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。請求期間にA社に勤務していたことは間違いないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の回答・陳述から、請求者は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、前記同僚のうち二人は、請求者は請求期間より短い期間の勤務である旨の陳述をしている。

また、複数の同僚は、A社の勤務期間と厚生年金保険の記録は一致していない旨陳述し、昭和 46 年 2 月から社会保険事務を担当していた者は、請求期間当時、同社は、人の出入りが多く入社すぐに社会保険には加入させなかった旨回答している。

さらに、A社の現事業主は、「昭和 57 年に業態変更及び新体制に変更の為、数年後に昭和 57 年以前の書類を整理したため現在確認できる資料がございません。また当時の在職者も現在、在職しておりませんので当時のことは不明です。」と回答をしている上、請求期間当時の事業主及び経理・社会保険事務担当者は死亡しているため、同社における請求者の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500229号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500164号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事務所（現在は、B事務所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から昭和 54 年 2 月 1 日まで

私は、請求期間にA事務所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。同僚であった妻には厚生年金保険被保険者記録が有り、勤務していたことは確かなので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、A事務所に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、同事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事務所には、当時の厚生年金保険に関する資料が保存されていないことから、請求期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については不明である。

また、請求期間においてA事務所に係る厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番はなく連番になっていることから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、請求期間において請求者の雇用保険の記録を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500230号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500165号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事務所（現在は、B事務所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 1 日から昭和 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 54 年 4 月 1 日から昭和 54 年 5 月 1 日まで

私は、請求期間にA事務所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得年月が年金手帳に記入した年月と違っており、また資格喪失日は記憶と違っているため、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された年金手帳の写しの「被保険者となった日」の欄の「昭和 52 年 8 月」の記載について確かだと思ふ旨を請求者は陳述している。

しかしながら、B事務所には、当時の厚生年金保険に関する資料が保存されていないことから、請求期間①における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については不明である。

また、請求者のA事務所における雇用保険の資格取得日は、昭和 53 年 4 月 1 日であることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、A事務所において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚は、勤務開始数か月を経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同事務所では、勤務開始と同時に資格取得の手続が行われていなかったことがうかがわれる。

請求期間②について、請求者のA事務所における雇用保険の離職日は昭和 54 年 1 月 15 日であることが確認できる上、前記年金手帳の写しには、「被保険者でなくなった日」の欄に「昭和 54 年 1 月」と記載があることから、当該期間における請求者の勤務実態については不明である。

また、B事務所には、当時の厚生年金保険に関する資料が保存されていないことから、請求期間②における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除については不明である。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。